

報告第3号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、小松島市国民健康保険税条例（昭和35年小松島市条例第5号）の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成29年6月9日報告

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

小松島市国民健康保険税条例（昭和 3 5 年小松島市条例第 5 号）の一部を別紙のように改正する。

平成 2 9 年 3 月 3 1 日 専決第 3 号

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

平成29年3月31日

小松島市条例第22号

小松島市国民健康保険税条例（昭和35年小松島市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第24条第2号中「265,000円」を「270,000円」に改め、同条第3号中「480,000円」を「490,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の小松島市国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。